

答 申 第 559 号

第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を非訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 2月 1日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日付名古屋市長名で要望を不当要望と裁定したことを通知した決裁書の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 同月19日及び同年 3月18日、実施機関は、旧条例第34条第 4項の規定に基づき、審査請求人に対し、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出を求めた。
- 3 同年 4月16日、実施機関は、本件訂正請求に対して、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

旧条例第34条第 4項の規定に基づき、令和 3年 2月19日付文書及び同年 3月18日付文書において、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類の提出を求めたところ、提出期限までに資料の提出がなく、同条例第34条第 2項の規定に定める個人情報訂正請求の形式上の要件を欠くものとして、請求を却下するため。

- 4 同年 7月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 3年 4月16日付け〇〇〇第〇号により個人情報非訂正決定通知書を受領したが、この処分について不服があるため審査を請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類の提

出を求めたところ、提出期限までに資料の提出がないので請求を却下するとしているが、これは事実と反しており、令和 3年 2月19日付け文書については、同年 3月 3日付け文書で、令和 3年 3月18日付け文書については、同月31日付け文書で高齢福祉課長宛てに提出している。

(2) 高齢福祉課長は、私が訂正を求めた理由が私の主観的記憶や判断に基づいているので、訂正を請求することを証明する資料ではないと決めつけている。私が訂正を求める事項は、高齢福祉課が作成し、貴職の附属機関である公的な名古屋市職員倫理審査会に提示されたものであり、事実と反する内容が記載されているものである。私は、高齢福祉課長に対し、訂正を求める事項が私の主観的記憶や判断に基づいていると判断する根拠を提示することを要求し、また、高齢福祉課は事実と反する内容の文書を作成したのであるから、その理由を調査することを求めた。

(3) ところが、高齢福祉課長は、私の問い合わせには答えず、一方的に「訂正請求者の主観的記憶や判断のみでは証明する資料とは認められない」の文言を繰り返して、貴職名で訂正要求を却下した。

(4) 高齢福祉課長は「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等」の提出を求めているが、審査請求人が本件について事実に基づく起因の説明を求めても応じていない。例えば、平成〇年〇月〇日にコンプライアンス・アドバイザーから「本人は事実に基づく起因について説明を求めている」と指摘されたが、高齢福祉課長は「審査請求人の要望を不当要望と判断すること」の方針を進めている。

(5) 名古屋市の個人情報保護制度は、行政機関に好都合に利用されることが発生する制度である。事実と合致することを証明する資料か否かの判断基準と判断者の選定方法について規定していない。

(6) 問題は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の扱いについてだと思う。高齢福祉課は、令和 3年 2月19日付け文書で、旧条例第34条第 2項で、訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等を提出しなければならないことを引用した上で、同条例の解釈及び運用については、「証明する資料とは、訂正請求の内容が事実と合致することについて、確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという憶測を抱かせる程度のものも含まれる」という非常に広い考え方を示す一方、「本人の口述書とか意見書のみが添付されている場合は、証明する資料を

提出したものとは扱わない」というような説明を行った。

(7) 私が訂正を求めている事項は、名古屋市が名古屋市職員倫理審査会に提出した資料の事実と反する内容である。例えば、私が無料乗車を要求するということを書いてあるが、訂正の適否を裁定した部署である高齢福祉課が、この資料を作成している。判断と作成を同じ部署がやっており、こんなことが民主主義であり得るのか。特に「要望者の敬老パス更新に関する苦情の経過」等は、審査請求人が理不尽なことを要求しているように受け取れる内容である。高齢福祉課は提出に際して審査請求人の同意を得ていないし、審査請求人と意見の相違があることを記載していない。高齢福祉課の対応は高齢福祉課に都合が良いように解釈したものであり、まさに倫理に反する行政事務である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 旧条例の解釈及び運用において、本人の口述書、意見書のみが添付されている場合は、「証明する資料等」が提出されたものとは取り扱わないとされている。
- 2 審査請求人は自ら記載した理由について、個人情報開示決定通知書で入手した資料を考察したことから判明した事項であることを述べているが、個人情報開示決定通知書において審査請求人に提出した資料は、本件訂正請求の対象文書でもあり、旧条例第34条第 2項に該当するものではないと考えられる。
- 3 審査請求人が訂正請求の理由として挙げる事項について、訂正請求の内容が事実と合致することについて確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという憶測を抱かせる程度のものであることが確認できず、事実を証明する資料がない中で「匿名ではない」「係長が引き戻した事実はない」「強権的で、間違いである」等の理由を述べていることから、審査請求人が本件訂正請求の理由として記載したことは、審査請求人自身の記憶や判断に基づくものであり、本人の口述や意見の域を出ないのは明らかである。
- 4 審査請求人自身の考察ではなく、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料等の提出を求めたが、「貴職が要求している事実を証明する資料は、私が入手した名古屋市から提示された参考資料のことになりますし、貴職のお手元に保管されているもの」との主張を繰り返すのみであった。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件訂正請求に形式上の不備があるか否かが争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した旧条例第 1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審議会は、本件訂正請求に対する実施機関の決定について、旧条例の目的及び各関係規定の内容に照らしてその解釈及びそれに基づく決定が適法かつ妥当であるかを旧条例により付与された権限の範囲内で審査し、判断すべきものである。そこで、当審議会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る非訂正決定の妥当性について検討することとする。

4 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人の開示請求に対し、実施機関が開示決定した、令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号「平成〇年〇月〇日付け名古屋市長名で請求者の要望を不当要望と裁定したことを通知した決裁書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

5 要望等記録制度について

(1) 名古屋市の公正な職務執行を確保するための取組みを一層充実させるため、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成26年名古屋市条例第45号）が制定され、同条例では、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを「職員の責務」として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 当該制度において、不当要望等とは次のいずれかに該当することを求め

る行為のことを言うと言われている。

- ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いをすること
- イ 正当な理由なく、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げること 等

(3) 不当要望等に該当すると思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときは、要望者に対し、当該要望を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを知らせることになっている。

(4) 本件対象保有個人情報、上記(3)に基づき、実施機関が作成した文書である。

6 訂正請求権について

(1) 旧条例第33条第1項では、「何人も自己を本人とする保有個人情報の内容に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。」と規定している。

(2) また、旧条例第34条第2項では、「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等を提出しなければならない。」と規定している。ここでいう、「証明する資料等」とは、訂正請求の内容が事実と合致することについて確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれるが、本人の口述書、意見書のみが添付されている場合は、「証明する資料等」が提出されたものとは取り扱わないこととされている。

7 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求は、本件対象保有個人情報のうち、次の文書（以下これらを「本件文書①」という。）に記載内容の誤りがあるとして、その訂正を求めるものである。

「要望者の敬老パス更新に関する苦情の経緯」

「敬老パスの更新手続きにかかる苦情について（概要）」

「〇〇弁護士への確認について」

(2) 実施機関は、本件訂正請求時に、訂正請求書と合わせて提出された「別紙：訂正の請求」（以下「本件文書②」という。）が、訂正を求める内容が事実合致することを証明する資料等には当たらないことを理由に、旧条例第34条第4項に基づき、令和3年2月19日付け及び同年3月18日付けで補正依頼文を送付し、当該資料の提出を求めた。これに対し、審査請求人から次の資料（以下これらを「本件文書③」という。）の提出があった。

「令和3年2月1日付個人情報訂正請求書に関する貴職の回答について（質問と報告）」

「令和3年3月18日付個人情報訂正請求書に関する貴職の通知について（再度の質問と報告）」

8 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、上記7(2)の文書を高齢福祉課に提出しており、形式上の要件を満たしていると主張しているため、この点について判断する。

(2) 実施機関によると、本件文書①は、陳情、請願、苦情、意見等について、受付、報告、回答を行う目的のために作成されるものであり、当該事務の目的から、保有個人情報の記載は、当時のやりとり等を正確に把握するため、聞き取った内容をそのまま記録するものであるとのことである。

(3) 上記5を踏まえれば、本件文書①に記載される内容は、要望者の申立ての内容等がそのまま記載されるべきものであると認められる。

(4) 上記を踏まえ、当審議会が審査請求人から提出された本件文書②及び③を見分したところ、審査請求人が適当と考える内容への訂正を求める主張が記載されていることは確認できたものの、いずれも審査請求人自身の記憶や判断等、審査請求人の主張が記載されたものに過ぎず、本件文書①の性質を踏まえると、本件文書②及び③は、訂正を求める内容が事実合致することを客観的に判断できる資料とは認められない。

(5) したがって、本件訂正請求には旧条例第34条第2項に規定された訂正の内容が事実合致する資料の提出がないという形式上の不備があると認められる。

9 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

10 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 7月 29日	本件審査請求に係る諮問書の受理
8月 30日	本件審査請求に係る弁明書の受理
10月 8日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 5年12月15日 (令和 5年度第 9回)	調査審議
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
3月15日	答申